

署セリ

四警察取締

後業員ノ依頼ニ依リ来接セル日本労働同盟幹部川端ニ二三ハ
 四月四日午後三時頃来店ニ操車係渡辺寛ニ面接シ「スパー
 ノ日給ハ日拂ヒニセラレタシト要求渡辺ヨリ當方ニモ金ナク
 借リ度イ位ナラト答ラルル川端ハ「金カ要ルナラ貸シテ
 シヤ」云々金カ「ル」云々ト云ヒナカ「懐中ヨリ拳銃ヲ出シ
 ノヲ」取調ニ結果催涙ガストナル事判明「示シ成道」的態度
 ニ當テ渡辺ヨリ金十円ノ交付ヲ受ケ退店シ更ニ翌五日午後一
 時頃再ヒ来店渡辺ヨリ更ニ金一百円也ヲ「スパー」ノ給料ハ
 前借ナリトシテ受領シ翌六日三度来店金十円也ヲ渡辺ヨリ受
 領シ退店シル等脅迫的行動ヲ取りタル事實アリ依テ所轄坂本
 署ニ於テハ四月六日右川端ヲ檢査留置ノ上取調中ニ「アリ
 右及申(通)報假也」

別記

辭職書

私儀

今般貴カレシジノ市都合ニ依リ無條件ニテ月滿辭職致候ニ
 付テハ今後貴カレシジニ関シテハ一切関係無之ハ勿論貴カレシ
 ジノ不利ナル言動ハ不致依テ辭職書提出ニ及候也

年月日

氏名 印

近藤茂平殿

領収証

一金封也

右正ニ領収候也

昭和九年四月八日

棟朝勘一殿

氏名 印